議案第108号

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員等共済組合法等の一部改正に伴い,他の法律による年金たる給付の規定を改めるとともに規定の整備を行うため,提案するものであります。

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年調布市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「に該当する」を「のうち」に、 「の障害年金」を「による障害年金」に、「の規定による障害厚生年金(以 下「障害厚生年金」を「による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等 を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第 63号。以下「平成24年一元化法」という。) 附則第41条第1項の規定 による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定 による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」に、「の規定による障害基礎 年金(」を「による障害基礎年金(」に、「障害厚生年金(当該」を「障害 厚生年金等(当該」に、「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128 号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定 による障害共済年金(以下「障害共済年金」という。)又は障害厚生年金」 を「障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する 給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法による改正前の国共済 法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61 条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法に よる改正前の地共済法による障害共済年金」という。)」に改め、同表障害 補償年金の項中「の障害年金」を「による障害年金」に,「障害厚生年金(」 を「障害厚生年金等(」に、「障害共済年金又は障害厚生年金」を「障害厚 生年金等又は平成24年一元化法による改正前の国共済法による障害共済年

金若しくは平成24年一元化法による改正前の地共済法による障害共済年金」 に改め、同表遺族補償年金の項中「に該当する」を「のうち」に、「厚生年 金保険法の規定」を「厚生年金保険法」に、「(以下「遺族厚生年金」を 「又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若 しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金 (以下「遺族厚生年金等」に、「国民年金法の規定」を「国民年金法」に、 「より支給される」を「よる」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公 務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「遺族厚 生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち 遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給 付のうち遺族共済年金」に改め、同条第2項の表左欄中「の障害年金」を 「による障害年金」に、「障害厚生年金及び」を「障害厚生年金等及び」に、 「障害厚生年金(」を「障害厚生年金等(」に、「障害共済年金又は障害厚 生年金」を「障害厚生年金等又は平成24年一元化法による改正前の国共済 法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法による改正前の地共済法 による障害共済年金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第5条の規定は、平成27年10月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた年金たる補償の適用日以後の期間に係るものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた年金たる補償の適用目前の期間に係るもの及び休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで

の間における年金たる補償及び休業補償の額は、改正後の条例の規定にかかわらず、改正後の条例の規定による年金たる補償及び休業補償の額又はこの条例による改正前の調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による年金たる補償及び休業補償の額のいずれか高い額とする。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。) 第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第 128号。以下「改正前の国共済法」という。)による職域加算額(被用 者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法 律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公 務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共 済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政 令第345号)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元 化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた 改正前の国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害 給付(改正前の国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするも のをいう。)又は同令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24 年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものと された改正前の国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加 算遺族給付(改正前の国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由と するものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条 の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152 号。以下「改正前の地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金 制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び 地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生 年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地 方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令 (平成27年政令第347号) 第7条第1項の規定により読み替えられた 平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた改正前の地共済法第87条第2項に規定する公務等による 旧職域加算障害給付(改正前の地共済法による職域加算額のうち障害を給 付事由とするものをいう。)又は同令第7条第1項の規定により読み替え られた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力 を有するものとされた改正前の地共済法第99条の2第3項に規定する公 務等による旧職域加算遺族給付(改正前の地共済法による職域加算額のう ち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者 が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しく は遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国 家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等の ための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第 96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である 給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附 則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法 附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する 年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受ける ときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

5 適用日から施行日の前日までの間に改正前の条例の規定により支給され た年金たる補償及び休業補償は、これらに相当する改正後の条例の規定 (附則第3項による場合を含む。)による年金たる補償及び休業補償の内 払とみなす。

(委任)

6 前4項に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、 規則で定める。